

民泊・旅館業法関連	旅館業法に基づく簡易宿所営業申請	300000～	
	ホテル・旅館営業	350000～	
	都市計画法・消防法含めた実地調査	50000	成功報酬ではありません
	計画作成・相談・代行業者紹介等	30000	
	水質汚濁防止法関連届出	50000	
	消防法に関する各種届出	50000	
	建築士の消防設備認印 一件あたり	50000	非常用照明関連
	住宅宿泊事業法 事業者届出	200000～	届出番号1番号あたり
	住宅宿泊事業法 管理業者届出	250000～	宅建業等資格あり
	住宅宿泊事業法 管理業者届出	350000～	宅建業等資格なし
	住宅宿泊事業法 仲介事業者届出	500000～	
	特区民泊	250000～	
	既存図面作成(外注)	50000～	物件規模内容による
	不動産事業者等民泊事業月額顧問料	30000/月	最低6か月間から
住宅宿泊管理業者法務顧問料	30000/月	最低6か月間から	
民泊関連セミナー講師料(90分まで)	30000～	交通費等は別です	
外国人ビザ関係	帰化許可申請	100000～	
	身分関係手続	100000～	
	在留資格認定証明書交付申請	50000～	
	在留期間更新許可申請	50000～	
	永住許可申請	200000～	
	再入国許可申請	80000～	
	資格外活動許可申請	50000～	
車両関連	丁種出張封印(都区内)	10000	1台当たり交通費は別途
	丁種出張封印(都区外)	12000	1台当たり交通費は別途
	丁種出張封印(千葉県・神奈川県)	20000	1台当たり交通費は別途
	土日祝日営業時間外加算	20000	1台当たり
	車庫証明	6000～	詳細はWEBサイトコーナー
	自動車登録(新規登録)	12000	
	品川・世田谷ナンバーの名義変更	12000	
	その他都内	14000	

上記に無い項目でもご相談ください。

行政書士の業務に関する報酬については、所得税法第204条第1項に規定する報酬には該当しません。源泉徴収は必要ありません。

上記の報酬は、当事務所の主要業務の標準報酬額を記載しておりますが、**案件の内容、規模や必要となる業務量、難易度等により費用の増減が生じることがあります。**

**一応の基準・目安とご理解ください。**

印紙代及び交通費等は、実費ですので費用には含まれておりません。別途の請求となります。なお、費用は、税別となっております。交通費基準は、品川区大井町発としてカウントさせていただきます。

#### 【通常の費用のお支払い方法】

民泊案件の場合は、事前調査費 + 登録手数料を事前に頂きます。

費用のお支払い方法に関しましては、ご依頼後に費用全額、または費用の3分の2以上を着手金として、当事務所指定銀行口座に振り込みをお願い致します。

入金を確認しました後に仕事に着手いたします。なお、ご相談の上、分割払いも対応致します。

登録免許税等の実費につきましても、事前にお預かりしております。

**外注費は事前のお支払いになります。**

#### 【返金ポリシーにつきまして】

依頼者様のご都合での案件の依頼を中止された場合、案件が殆ど終了しているときは

**費用の全額の負担をお願いいたします。** 入国管理関連の業務や風営法関連の業務につきましては、全額を前払いになる場合がございます。